

——第152号——

平成24年12月26日

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市建設部区画整理課 裾野駅西地区整備事務所
〒410-1118 裾野市佐野1068番の2 TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279

<http://www.city.susono.shizuoka.jp/>

今号では「移転と補償」及び「減歩」について他を掲載します。

移転と補償について

土地区画整理事業では、仮換地指定を受けるなどした場合に、現在ある建物、工作物や樹木等を施工計画に合わせて移転していただくことになります。その移転に係る補償金については、施行者が基準に基づき算定し、補償します。

移転の流れ（概要）

① 現地調査及び補償金の算定

詳細な現地調査（物件調査）を実施し、移転に係る補償金について当事業の損失補償基準等に基づき適正に算定します。

② 補償金等の説明

算定された補償金について、建物所有者や占有者（借家人等）へ個別に説明を行います。

③ 補償契約の締結

移転に同意いただいた後に、市と建物所有者等との間で、移転補償契約を締結します。

④ 建物等の移転及び土地の引渡し

移転補償契約締結後、建物所有者は期日までに従前地（現在の土地）を更地にして、裾野市に引渡しをします。仮換地の宅地造成完了後、新しい建物等の工事を開始していただきます。

※更地にする際には、地下埋設物（浄化槽や水道管、建物基礎など）の撤去も必要になります。

減歩について

土地区画整理事業は道路、公園や河川といった公共施設を整備するとともに、土地の区画形質を整える事業です。事業に必要な土地は、事業による宅地の利用増進に見合った分を出し合うことでまかなわれます。すなわち、個々の宅地の地積は減少することになり、この地積が減少することを減歩といいます。

減歩には公共施設整備に充てられる公共減歩と、裾野駅西地区区画整理事業にはありませんが保留地として売却し事業費に充てられる保留地減歩とがあります。減歩の詳しい計算方法や個別の減歩については区画整理課までお問い合わせ下さい。

第2回区長連絡会

平成24年10月25日に今年度の第2回区長連絡会が開催されました。今回の区長連絡会では、



平成24年度第2回区長連絡会の様子

裾野市議会 全員協議議会

平成24年10月29日に全員協議会が開催されました。市議会議員の方々に対して市長の大橋俊一より「裾野駅西地区区画整理事業事業見直しに関するアンケート」の集計結果を報告しました。

工事に伴う交通規制のお知らせ

工事に伴う

裾野駅西まちづくりニュース
149号にてお知らせしております。
1151号線の通行止め及び仮設道路の設置を行います。期間と箇所につきましては裏面の10街区周辺工事図をご覧下さい。

また、三間堀川河川改修工事及び6M-10号線道路築造工事に伴い車両通行止めの箇所につきましては裏面の16街区周辺工事図をご覧下さい。

10街区周辺工事図をご覧下さい。

また、三間堀川河川改修工事及び6M-10号線道路築造工事に伴い車両通行止めの箇所につきましては裏面の16街区周辺工事図をご覧下さい。

い。

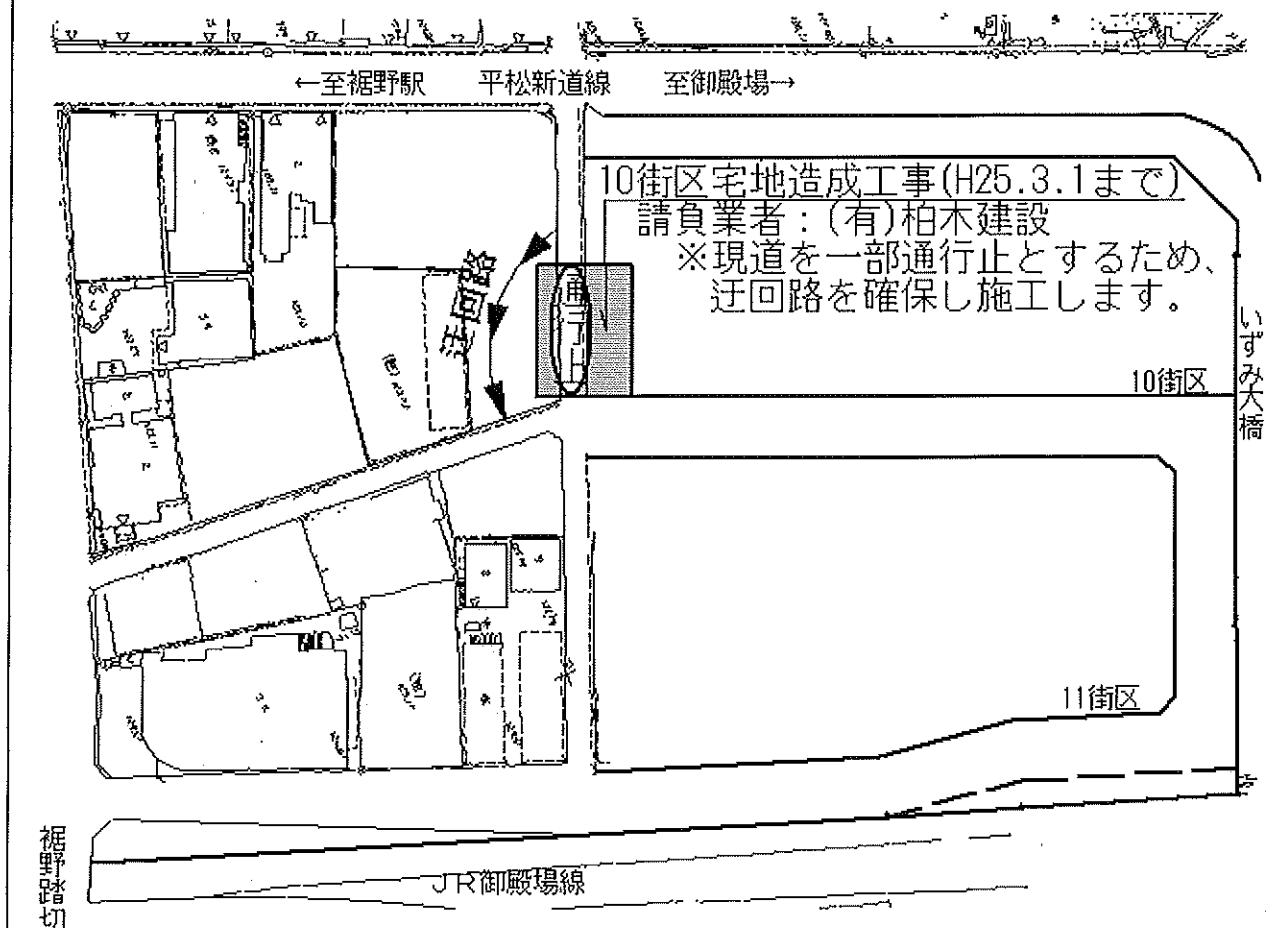
皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

い。

説明会の予定

現在、市ではアンケート等で頂いた意見を取り入れながら、改めて見直し案（行政案）を作成しております。本年度末に行政案についての説明会を開催する予定です。詳細な日程が決まりましたら改めてご案内いたします。

10街区周辺工事



規制期間の詳細はについては予告看板にてお知らせします。

16街区周辺工事

